

株 主 各 位

神奈川県厚木市上依知3029番地

株式会社 **ニツキ**

取締役社長 和田 孝

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
オークラフロンティアホテル海老名
2階「プリマヴェーラ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第119期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nikkinet.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、世界的な金融危機の影響が残る中で、新興国の経済回復などを背景にアジア向け輸出が増加するなど、景気底入れの兆しが見えてきましたが、緩やかなデフレ状況や失業率が高水準で推移するなど、景気回復は自律性に乏しく、依然として厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、四半期ベースの売上高は着実に回復・増加したものの、世界的な景気停滞の影響を大きく受け、需要の回復時期が予想よりもずれ込んだため、当連結会計年度の連結売上高は66億2百万円（前期比26.4%減少）となりました。

損益につきましては、一層のコスト削減及び採算性の改善に努めてまいりましたが、大幅な売上減少による影響を補うことができず当連結会計年度の営業損失は9億7千9百万円（前期は4億9千4百万円の営業損失）、経常損失は10億7千2百万円（前期は4億3千7百万円の経常損失）、当期純損失は8億4千5百万円（前期は4億7千7百万円の当期純損失）となりました。

しかしながら、在庫調整の一巡等により売上回復の兆しが現れてきており、当第4四半期連結会計期間の売上高は大きく伸長し、また生産分担の見直し等によるコスト削減策も寄与し、黒字計上となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

自動車機器事業は自動車用気化器の販売減少により売上高8億4千7百万円（同40.4%減少）、営業損失7千3百万円（前期は1億2百万円の営業利益）となりました。

ガス機器事業は韓国向け輸出高の減少及び産業機械向け販売の減少により売上高22億8百万円（同34.5%減少）、営業損失5億7千5百万円（前期は7千6百万円の営業損失）となりました。

汎用機器事業は最終製品の主要マーケットである米国市場の低迷により売上高30億3千1百万円（同17.4%減少）、営業損失6億8千7百万円（前期は8億2千9百万円の営業損失）となりました。

不動産賃貸事業は売上高5億1千5百万円（同1.3%増加）、営業利益4億2千9百万円（同3.8%増加）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、長期的に成長が期待できる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は7億4千1百万円であります。

自動車機器事業においては、生産合理化等に2千4百万円の設備投資を行っております。

ガス機器事業においては、新機種対応及び生産合理化等のための設備・装置に5億4千8百万円の設備投資を行っております。

汎用機器事業においては、金型更新及び海外子会社における新機種対応等に1億6千8百万円の設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分        | 第 116 期<br>(平成19年<br>3 月 期) | 第 117 期<br>(平成20年<br>3 月 期) | 第 118 期<br>(平成21年<br>3 月 期) | 第 119 期<br>当連結会計年度<br>(平成22年<br>3 月 期) |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| 売 上 高(千円)  | 11,956,014                  | 9,783,047                   | 8,972,279                   | 6,602,863                              |
| 経常損益(千円)   | △53,453                     | △1,315,658                  | △437,477                    | △1,072,434                             |
| 当期純損益(千円)  | △472,698                    | △947,304                    | △477,427                    | △845,667                               |
| 1株当たり当期純損益 | △50円52銭                     | △101円00銭                    | △50円91銭                     | △90円18銭                                |
| 総 資 産(千円)  | 13,454,717                  | 11,740,145                  | 9,624,552                   | 9,550,812                              |

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第116期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況等

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金       | 当社の出資比率 | 主要な事業内容       |
|---------------------------------|-----------|---------|---------------|
| 瀋陽日新気化器有限公司                     | 3,000千米ドル | 60%     | 汎用機器事業        |
| NIKKI AMERICA, INC.             | 4,300千米ドル | 100%    | 汎用機器事業        |
| NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC | 6,230千米ドル | 70%     | 汎用機器事業        |
| 田島精密工業株式会社                      | 35,000千円  | 100%    | 汎用機器事業        |
| ニッキ・テクノ株式会社                     | 10,000千円  | 100%    | 自動車機器事業       |
| 株式会社ニッキ ソルテック サービス              | 30,000千円  | 100%    | ガス機器及び自動車機器事業 |

(注) 1. NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの出資比率70%はNIKKI AMERICA, INC. による間接所有であります。

2. 田島精密工業株式会社は平成21年9月に汎用機器事業を休止しております。

3. 株式会社ニッキ ソルテックは、平成21年4月1日付で株式会社日気サービスを吸収合併しております。また、同日付で株式会社ニッキ ソルテック サービスに商号変更しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは平成19年3月期連結会計年度以降、平成22年3月期連結会計年度まで4期連続の営業損失となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる兆候が存在しておりますが、以下の施策の実施により平成22年3月期第4四半期連結会計期間においては営業黒字を達成いたしました。

今後も、当社グループとしては、これまで実施してきた事業構造改革をさらに継続進展させ、コスト削減を着実に実行することで更なる固定費の削減を図るとともに、事業の選択と集中を行い、ガス機器事業を中心とした新興国向け売り上げを増強し、収益構造の改善を進めてまいります。

##### ① これまで実施してきた施策

- イ. 従業員数の削減
- ロ. 役員報酬の削減
- ハ. 管理職給与の削減
- ニ. 経費削減
- ホ. 材料費削減
- ヘ. 子会社の移転、統合
- ト. 製品別採算見直しによる販売価格の改定
- チ. 生産性の向上

##### ② 今後の施策

###### イ. 基本方針

上記に掲げる事業構造転換に向けたインフラ整備の施策を継続するとともに、収益性・成長性を重視した事業の選択と集中による事業構造改革につなげ、更なる長期的・安定的な収益基盤の構築を図るとともに、これを推進する社内体制を整備・確立してまいります。

###### ロ. 戦略的事業部門別展開

- ・ガス機器事業につきましては、ガス市場がガソリン代替市場と位置付けられるため、原油価格の高騰及び環境意識の高まりから、今後も成長性の高い事業分野であると考えております。また、当社はガス燃料噴射機器、燃料電子制御装置等全体システムを供給できるため、他社との競争上も優位にある事業分野と考えております。今後は特に新興国市場等において成長性が大きく見込まれるため、アジア市場を中心とした海外NGV（天然ガス自動車）市場において提携も含めた参入を積極的に進めてまいります。

- ・汎用機器（小型エンジン用気化器）事業につきましては、米国市場（芝刈り機、発電機等）を睨んだ事業であり、当面市場の成長性は低下あるいは鈍化することが予想されるため、採算性を重視した事業展開を実施してまいります。ただし、中期的に燃料噴射化への動きも予想されるため、燃料噴射化への対応を強化するとともに生産分担の最適化をすすめ、コストミニマム化を徹底してまいります。
- ・自動車機器（主として自動車用気化器）事業につきましては、今後の成長性は見込みにくいいため、現状の採算性を確保しつつ、製品の統廃合を進めてまいります。

#### ハ. 更なる収益確保・採算改善

- ・製品別採算見直しの徹底  
製品別採算の管理・見直しを更に強化し、不採算製品については廃止も含めた整理統合を促進してまいります。
- ・設備費用の抑制  
当面は選別的な設備投資を実施し、また設備購入金額の引き下げに努め、減価償却費の削減を図ります。
- ・VE/V A活動  
購買先、購買方法の見直しによるコストダウンだけでなく、開発・設計段階まで遡ったVE/V A活動を強化し、より一層のコストダウンの徹底を図ります。

#### ニ. 品質向上

- ・事業の構造変化に対応した管理項目の見直し、不具合検出力の再点検及び予防措置の徹底を図るとともに、上流である開発・設計段階からの「生産前品質保証活動」を更に強化・徹底してまいります。

#### ホ. 組織・体制の整備

- ・収益性を重視した、生産分担の最適化をさらに徹底・実施してまいります。
- ・効率的な組織と事業別組織力の強化を実現してまいります。
- ・新人事制度の早期定着を図り、施策の実現力を担保するとともに、人材の強化・育成を確実に推進してまいります。

以上の対応・施策を迅速かつ着実に実施し、平成23年3月期には営業黒字を達成する所存でございます。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、自動車機器事業、ガス機器事業、汎用機器事業及び不動産賃貸事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 主要な事業内容                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 自動車機器事業        | スロットルボディ、気化器、アクセルワイヤユニット、アクチュエータ等の製造及び販売                     |
| ガス機器事業         | E C U (電子制御装置)、インジェクター及び噴射システム機器類、ミキサ、ペーパーライザ、レギュレータ等の製造及び販売 |
| 汎用機器事業         | 汎用気化器(農業用・産業用)、船舶用気化器、二輪及び汎用噴射システム機器類等の製造及び販売                |
| 不動産賃貸事業        | 当社所有不動産の賃貸                                                   |

(6) 主要な営業所及び工場（平成22年3月31日現在）

① 当社

| 名称     | 所在地                   |
|--------|-----------------------|
| 本社     | 神奈川県厚木市               |
| 厚木工場   | 神奈川県厚木市               |
| シカゴ出張所 | アメリカ合衆国ウィスコンシン州フランクリン |

② 子会社

| 会社名                             | 所在地                   |
|---------------------------------|-----------------------|
| 瀋陽日新気化器有限公司                     | 中華人民共和国遼寧省瀋陽市         |
| NIKKI AMERICA, INC.             | アメリカ合衆国ウィスコンシン州フランクリン |
| NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC | アメリカ合衆国アラバマ州オーバン市     |
| 田島精密工業株式会社                      | 福島県南会津郡南会津町           |
| ニッキ・テクノ株式会社                     | 神奈川県厚木市               |
| 株式会社ニッキ ソルテック サービス              | 神奈川県厚木市               |

- (注) 1. 田島精密工業株式会社は平成21年9月に汎用機器事業を休止しております。  
2. 株式会社ニッキ ソルテックは、平成21年4月1日付で株式会社日気サービスを吸収合併しております。また、同日付で株式会社ニッキ ソルテック サービスに商号変更しております。

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|------|-------------|
| 自動車機器事業        | 87名  | 7名減         |
| ガス機器事業         | 125名 | 12名増        |
| 汎用機器事業         | 230名 | 90名減        |
| 不動産賃貸事業        | —    | —           |
| 全社（共通）         | 71名  | 39名減        |
| 合計             | 513名 | 124名減       |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。  
3. 使用人数には、アルバイト及びパートタイマーは含まれておりません。  
4. 使用人数が前連結会計年度末と比べて124名減少しておりますが、これは主に当社連結子会社であります田島精密工業株式会社の汎用機器事業の休止によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 285名 | 22名減      | 37.2歳 | 14.4年  |

(注) 使用人数には、アルバイト及びパートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社横浜銀行      | 1,403百万円 |
| 株式会社りそな銀行     | 430      |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 735      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 41       |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,000,000株
- ③ 株主数 830名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|---------|---------|
| イ チ ゴ ア セ ッ ト ト ラ ス ト           | 2,320千株 | 24.74%  |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505018 | 480     | 5.12    |
| 谷 興 衛                           | 402     | 4.29    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                 | 400     | 4.27    |
| 光 陽 投 資 有 限 公 司                 | 400     | 4.27    |
| アルファ・パンフィック・リアル・エステート・ファンド・エルビー | 360     | 3.84    |
| 株 式 会 社 富 士 精 機 製 作 所           | 306     | 3.26    |
| ソ ニ ー 株 式 会 社                   | 300     | 3.20    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行               | 250     | 2.67    |
| 新 藤 孝 男                         | 201     | 2.14    |

(注) 持株比率は自己株式（623,247株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                  |
|--------------|---------|---------------------------------------------------------------|
| 取締役社長（代表取締役） | 和 田 孝   | NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC取締役会長<br>瀋陽日新気化器有限公司董事長        |
| 取 締 役        | 岸 田 俊 一 | 設計部長、統合マネジメントシステム室・<br>生産技術部管掌                                |
| 取 締 役        | 白 井 守   | N P S 推進室長、製造部・生産管理部管掌                                        |
| 取 締 役        | 原 田 真 一 | 営業部長<br>NIKKI AMERICA, INC. 取締役社長                             |
| 取 締 役        | 田 中 宣 夫 | 総務部長、経営企画室長、関係会社室長                                            |
| 取 締 役        | 佐 藤 庸 一 | 品質保証部長、実験部管掌                                                  |
| 取 締 役        | 佐 藤 勝 行 | 購買部長、設計部原価管理担当部長                                              |
| 取 締 役        | 佐 藤 順 哉 | 弁護士<br>石澤・神・佐藤法律事務所パートナー<br>生化学工業株式会社社外監査役<br>三井金属鉱業株式会社社外監査役 |
| 監 査 役（常勤）    | 吉 原 亮 介 |                                                               |
| 監 査 役        | 松 村 隆   | 公認会計士<br>松村公認会計士事務所代表<br>株式会社万世社外監査役<br>株式会社住宅検査保証協会社外監査役     |
| 監 査 役        | 染 野 光 宏 | 公認会計士<br>染野公認会計士事務所代表<br>株式会社サントラスト社外監査役                      |

- (注) 1. 取締役佐藤順哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役佐藤順哉氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査役松村隆氏及び染野光宏氏は、社外監査役であります。
4. 監査役松村隆氏及び染野光宏氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 支 給 人 員   | 支 給 額        |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 9名<br>(1) | 49百万円<br>(3) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(2)  | 16<br>(4)    |
| 合 計                      | 12        | 65           |

- (注) 1. 上記には、平成21年6月26日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第91期定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額18百万円（取締役8名に対し17百万円、監査役1名に対し1百万円）。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

上記②のほか、平成21年6月26日開催の第118期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に對し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し4百万円  
（上記金額は、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額4百万円であります。）

④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

- 2) 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
佐藤順哉氏は、生化学工業株式会社及び三井金属鉱業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同両社の間には特別の利害関係はありません。

松村隆氏は、株式会社万世及び株式会社住宅検査保証協会の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同両社の間には特別の利害関係はありません。

染野光宏氏は、株式会社サントラストの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

|          | 取締役会（13回開催） |     | 監査役会（14回開催） |     |
|----------|-------------|-----|-------------|-----|
|          | 出席回数        | 出席率 | 出席回数        | 出席率 |
| 取締役 佐藤順哉 | 9回          | 90% | 一回          | —%  |
| 監査役 松村隆  | 13          | 100 | 14          | 100 |
| 監査役 染野光宏 | 12          | 92  | 13          | 92  |

佐藤順哉氏は、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

松村隆氏及び染野光宏氏は、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

佐藤順哉氏は、平成21年6月26日開催の第118期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

#### 4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 27,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑥ 当社の重要な子会社でありますNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCにつきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

**(5) 業務の適正を確保するための体制**

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員規定及び役員行動規範の遵守を周知徹底し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。

また、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求には一切応じることのないようコンプライアンス体制を確立する。

取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係わる文書及び情報については、役員規定、文書管理規程及び、情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメント規程に基づき、以下の手順により当社の業務執行に係るリスクを管理する。
  1. リスクの抽出：リスクカタログによるリスクの抽出
  2. リスク分析・評価：リスクに対する取組みの優先度決定
  3. 文書化：業務の流れを処理手順とフローチャートに表現
  4. 周知・徹底：文書化された規程類の教育・訓練
  5. 内部監査：整備・運用状況に対する監査
  6. マネジメントレビュー：「内部統制委員会」によるリスクマネジメントシステムのレビュー
  7. リスクの見直し：定期的（年度）及び内外環境が大きく変化した場合随時見直し
- 2) リスクその他重要事実に応じた有事の際の、迅速且つ適切な情報伝達と開示体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、社長以下取締役、監査役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の下、実施する。
- 3) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
  1. 取締役、社員が共有する全社的なビジョンと目標を定め、この浸透を図ると共に、経営の羅針盤として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
  2. 各部門担当役員は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定する。
  3. 年度業務計画の実績は、毎月全取締役が出席する業績ヒヤリング会議にて報告され、目標達成状況のレビューと結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保している。  
その議事録はマネジメントレビュー会議記録として、文書管理規程に基づき保管される。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を定め、周知徹底する。コンプライアンス違反行為があった場合は、就業規則に則り、「賞罰委員会」において適正に処分する。
  - 2) 内部監査部門として、客観性と公平性を確保するため、執行部門から独立した統合マネジメントシステム室を設置し、内部監査を行う。
  - 3) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として、内部通報システム運用規程に基づき、匿名で通報できることを保障するシステムを整備し運用する。  
会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
  - 4) 取締役及び内部通報情報受領者は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ企業における業務の適正を確保するため、当社にグループ企業の内部統制を担当する関係会社室を設置すると共に、当社の経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を展開する。  
グループ企業各社は、これを基本に自社の特性を勘案して諸規程を定める。
  - 2) 経営管理については、関係会社管理規程に基づき、目標と具体的な施策を定めた年度業務計画の策定と月度業績報告の提出を義務づけると共に、当社の経営会議で定期的に報告・決裁を行う制度により、グループ企業の経営管理を行う。
  - 3) 取締役及び関係会社室長は、グループ企業において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
  - 4) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、或いはその他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部通報システムにより情報受領者経由で「内部統制委員会」へ報告される体制とする。重大性に応じて、「内部統制委員会」が担当部門と協議の上、再発防止策を策定し、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、全社的にその内容を周知徹底する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助者を置く。
  - 2) 監査役補助者は業務執行部門からの独立性を確保すると共に、その人事異動、人事考課については監査役の事前同意を得る。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制は、四半期毎の内部統制委員会、環境管理委員会、毎月の取締役会、業績ヒヤリング会議、品質管理委員会及び毎週の経営会議の場とし、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - 2) 内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - 2) 内部監査部門の統合マネジメントシステム室と緊密に連携し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部監査部門が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、内部統制委員会へ報告する。



## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

### ① 基本方針の内容

上場会社である当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

### ② 取り組みの具体的な内容

#### 1) 基本方針の実現に資する取り組み

1. 当社は、気化器などメカを主体とした単品の事業から、電子を応用したシステム商品造りへと事業構造の転換が進む中で、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上のために、中期経営計画の策定・実行を通じた事業の強化・拡大を展開しております。

2007年度～2009年度中期経営計画においては、顧客満足度の向上、財務体質の強化、人材の育成と確保に重点的に取り組んでおります。顧客満足度の向上では、会社の全ての業務品質向上を最優先で進め、顧客満足度の向上に結びつけてまいります。財務体質の強化では、収益拡大のため付加価値拡大とコストミニマム化を徹底してまいります。そのために、提案型営業の強化によりお客様のニーズを掘り起こし、独創的な技術・商品の開発や環境に配慮した商品を開発し、お客様に提案・提供してまいります。また、コストミニマム化のために、調達と生産拠点の最適化を図り、ムダのないモノづくりとグローバル品質の追求を徹底してまいります。人材の育成と確保では、事業構造の転換が進む中で、多様化するお客様のニーズに応えられる、グローバル企業に必要な価値観とバランス感覚を備えた、当社グループの要となる人材の育成を図ってまいります。

また、当社は、継続して企業価値の向上に努め、株主の皆様適切な利益還元を行うことを重要な経営課題と捉えており、今後の成長戦略、収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元のバランスを勘案しつつ、配当方針を決定してまいります。内部留保については、研究開発、設備投資、企業提携等に有効に活用してまいります。

2. 当社は、「企業倫理の徹底と、合理的且つ効果的で透明性の高い経営姿勢を貫き、企業価値を高め、社会から信頼と尊敬される会社をめざす。」との経営理念に基づいて経営活動を行い、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値及び株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動憲章」及び「従業員行動規範」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。また、当社は監査役会設置会社を採用しております。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

- 2) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）として買収防衛策を導入いたしました。

具体的には、議決権割合が25%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする大規模買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと独立委員会が判断した場合には、対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使は認められないとの

行使条件を付した新株予約権の無償割当等の実施)を取締役に勧告いたします。また、対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動・不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、適時・適切に当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

- ③ 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと。

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 株主意思の反映

本プランは、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期限(3年)終了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

2) 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部          |                  |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,774,523</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>3,282,429</b> |
| 現金及び預金                 | 740,755          | 支払手形及び買掛金        | 1,045,835        |
| 受取手形及び売掛金              | 1,620,909        | 短期借入金            | 1,570,669        |
| 商品及び製品                 | 405,651          | 未払費用             | 338,176          |
| 仕掛品                    | 828,461          | 未払法人税等           | 1,496            |
| 原材料及び貯蔵品               | 24,293           | 賞与引当金            | 111,178          |
| その他                    | 160,763          | その他              | 215,074          |
| 貸倒引当金                  | △6,311           | <b>固 定 負 債</b>   | <b>4,206,235</b> |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,776,289</b> | 長期借入金            | 1,039,950        |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,502,272</b> | リース債務            | 381,966          |
| 建物及び構築物                | 2,167,219        | 繰延税金負債           | 269,534          |
| 機械装置及び運搬具              | 1,348,351        | 退職給付引当金          | 1,663,013        |
| 土地                     | 195,116          | 役員退職慰労引当金        | 82,396           |
| リース資産                  | 381,378          | 環境対策引当金          | 7,352            |
| 建設仮勘定                  | 198,664          | 預り敷金             | 731,735          |
| その他                    | 211,541          | その他              | 30,287           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>171,702</b>   | <b>負 債 合 計</b>   | <b>7,488,665</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,102,314</b> | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| 投資有価証券                 | 1,090,474        | <b>株 主 資 本</b>   | <b>1,527,679</b> |
| その他                    | 11,840           | 資本金              | 500,000          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>9,550,812</b> | 資本剰余金            | 49,674           |
|                        |                  | 利益剰余金            | 1,273,290        |
|                        |                  | 自己株式             | △295,286         |
|                        |                  | 評価・換算差額等         | 320,444          |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金     | 392,875          |
|                        |                  | 為替換算調整勘定         | △72,430          |
|                        |                  | 少数株主持分           | 214,023          |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>2,062,147</b> |
|                        |                  | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>9,550,812</b> |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 6,602,863 |
| 売 上 原 価               |         | 6,295,994 |
| 売 上 総 利 益             |         | 306,869   |
| 販売費及び一般管理費            |         | 1,286,669 |
| 営 業 損 失               |         | 979,800   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 3,180   |           |
| 受 取 配 当 金             | 16,917  |           |
| 受 取 補 助 金             | 17,258  |           |
| そ の 他                 | 34,876  | 72,234    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 92,963  |           |
| 為 替 差 損               | 70,959  |           |
| そ の 他                 | 945     | 164,868   |
| 経 常 損 失               |         | 1,072,434 |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 215,705 |           |
| そ の 他                 | 20,740  | 236,446   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 4,760   |           |
| 特 別 退 職 金             | 12,767  |           |
| 環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額   | 7,352   |           |
| リ ー ス 解 約 損           | 4,073   | 28,953    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 |         | 864,941   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △24,876 | △24,876   |
| 少 数 株 主 利 益           |         | 5,602     |
| 当 期 純 損 失             |         | 845,667   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（ 平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで ）

（単位：千円）

|                               | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成21年3月31日 残高                 | 500,000 | 49,674    | 2,121,240 | △295,270 | 2,375,644   |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |          |             |
| 従業員奨励福祉基金                     | －       | －         | △2,281    | －        | △2,281      |
| 当 期 純 損 失                     | －       | －         | △845,667  | －        | △845,667    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | －       | －         | －         | △15      | △15         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | －       | －         | －         | －        | －           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | △847,949  | △15      | △847,964    |
| 平成22年3月31日 残高                 | 500,000 | 49,674    | 1,273,290 | △295,286 | 1,527,679   |

|                               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                    |                        | 少数株主持分  | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|--------------------|------------------------|---------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |         |           |
| 平成21年3月31日 残高                 | 156,698          | △81,825            | 74,873                 | 158,184 | 2,608,702 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                    |                        |         |           |
| 従業員奨励福祉基金                     | －                | －                  | －                      | －       | △2,281    |
| 当 期 純 損 失                     | －                | －                  | －                      | －       | △845,667  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | －                | －                  | －                      | －       | △15       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 236,176          | 9,394              | 245,570                | 55,838  | 301,409   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 236,176          | 9,394              | 245,570                | 55,838  | △546,555  |
| 平成22年3月31日 残高                 | 392,875          | △72,430            | 320,444                | 214,023 | 2,062,147 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- |               |                                                                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 連結子会社の数     | 6社                                                                                                                       |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 瀋陽日新気化器有限公司<br>NIKKI AMERICA, INC.<br>NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC<br>田島精密工業株式会社<br>ニッキ・テクノ株式会社<br>株式会社ニッキ ソルテック サービス |

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

- |                |                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | NIKKI KOREA CO., LTD.                                                                      |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、同社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- |                      |                                                                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 主要な会社の名称<br>（関連会社） | 泰華化油器股份有限公司                                                                                          |
| ・ 持分法を適用しない理由        | 持分法を適用していない関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。 |

### 3. 連結の範囲の変更に関する事項

当社の連結子会社でありました株式会社ニッキ ソルテックは、平成21年4月1日を合併期日として株式会社日気サービスを吸収合併し、株式会社ニッキ ソルテック サービスに商号変更しております。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA, INC. 及びNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 5. 会計処理基準に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに構築物について定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建物及び構築物 3～65年

機械装置及び運搬具 3～12年

その他 1～20年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。



- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。
  - ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。
  - ⑤ 役員賞与引当金  
役員の賞与の支給に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上することとしております。
  - ⑥ 環境対策引当金  
「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金
  - ③ ヘッジ方針  
当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理方法  
税抜方式により処理しております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更の注記

(1) 「退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）」の適用

当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、これによる当連結会計年度の損益への影響はありません。

(2) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の適用

当連結会計年度より「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日）を適用しております。なお、これによる当連結会計年度の損益への影響はありません。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                |         |             |
|----------------|---------|-------------|
| (1) 担保に供している資産 | 建物及び構築物 | 222,226千円   |
|                | 土地      | 142,056千円   |
|                | 合計      | 364,282千円   |
| (2) 担保に係る債務    | 短期借入金   | 1,414,919千円 |
|                | 長期借入金   | 1,039,950千円 |
|                | 合計      | 2,454,869千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,435,719千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,000千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場会社については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップを実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行、管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）       | 差額     |
|-----------------|-------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金      | 740,755           | 740,755     | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金   | 1,620,909         | 1,620,909   | —      |
| (3) 投資有価証券      |                   |             |        |
| その他有価証券         | 1,055,451         | 1,055,451   | —      |
| (4) 支払手形及び買掛金   | (1,045,835)       | (1,045,835) | —      |
| (5) 短期借入金       | (1,570,669)       | (1,570,669) | —      |
| (6) 長期借入金       | (1,039,950)       | (1,038,767) | △1,182 |
| (7) リース債務（固定負債） | (381,966)         | (381,966)   | —      |
| (8) デリバティブ取引    | —                 | —           | —      |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によって時価を算定しております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更新される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務（固定負債）

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、(6) 長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額35,022千円）は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3) 投資有価証券に含めておりません。

（注3）預り敷金（連結貸借対照表計上額731,735千円）は、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示対象より除いております。

（追加情報）

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(賃貸等不動産の状況に関する事項)

当社では、東京都品川区において、賃貸用オフィスビルを所有し、不動産賃貸事業を行っております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、429,943千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|------------|------------|-------------|
| 前連結会計年度末残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 1,452,978  | △46,015    | 1,406,962  | 4,704,231   |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち主な減少額は、減価償却費であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(追加情報)

当連結会計年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 197円 9銭

1株当たり当期純損失 90円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,058,288</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,164,921</b> |
| 現金及び預金          | 217,028          | 支払手形            | 648,130          |
| 受取手形            | 3,628            | 買掛金             | 341,580          |
| 売掛金             | 1,787,990        | 短期借入金           | 1,331,669        |
| 商品及び製品          | 212,023          | 1年内返済予定の長期借入金   | 239,000          |
| 仕掛品             | 573,812          | リース債務           | 88,652           |
| 原材料及び貯蔵品        | 24,293           | 未払金             | 15,076           |
| 前払費用            | 18,134           | 未払費用            | 294,034          |
| 関係会社短期貸付金       | 115,272          | 未払法人税等          | 1,268            |
| 未収入金            | 71,975           | 前受金             | 44,529           |
| その他             | 41,645           | 預り金             | 11,847           |
| 貸倒引当金           | △7,516           | 賞与引当金           | 100,466          |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,006,209</b> | 備関係支払手形         | 47,640           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,441,062</b> | その他             | 1,027            |
| 建物              | 1,787,392        | <b>固定負債</b>     | <b>4,159,090</b> |
| 構築物             | 33,236           | 長期借入金           | 1,039,950        |
| 機械及び装置          | 679,898          | リース債務           | 381,966          |
| 車両運搬具           | 8,843            | 繰延税金負債          | 269,534          |
| 工具、器具及び備品       | 189,818          | 退職給付引当金         | 1,641,710        |
| 土地              | 162,172          | 役員退職慰労引当金       | 82,132           |
| リース資産           | 381,378          | 環境対策引当金         | 7,352            |
| 建設仮勘定           | 198,321          | 預り敷金            | 731,735          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>126,468</b>   | その他             | 4,709            |
| ソフトウェア          | 74,095           | <b>負債合計</b>     | <b>7,324,012</b> |
| リース資産           | 50,596           | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 電話加入権           | 1,776            | <b>株主資本</b>     | <b>1,347,610</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,438,678</b> | 資本金             | 500,000          |
| 投資有価証券          | 1,074,105        | 資本剰余金           | 26,902           |
| 関係会社株式          | 648,363          | 資本準備金           | 26,902           |
| 関係会社出資金         | 187,380          | 利益剰余金           | 1,115,994        |
| 関係会社長期貸付金       | 518,958          | 利益準備金           | 125,000          |
| その他             | 9,871            | その他利益剰余金        | 990,994          |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,064,497</b> | 退職手当積立金         | 6,800            |
|                 |                  | 別途積立金           | 1,804,000        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △819,806         |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△295,286</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | 392,875          |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 392,875          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,740,485</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>9,064,497</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 平成21年 4月 1日から  
平成22年 3月31日まで ）

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,389,980 |
| 売 上 原 価                 |         | 5,317,800 |
| 売 上 総 利 益               |         | 72,180    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,054,047 |
| 営 業 損 失                 |         | 981,867   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 29,680  |           |
| 受 取 配 当 金               | 21,927  |           |
| 技 術 指 導 料 収 入           | 39,408  |           |
| 雑 収 入                   | 21,480  | 112,497   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 81,199  |           |
| 為 替 差 損                 | 69,154  |           |
| 雑 損 失                   | 942     | 151,297   |
| 経 常 損 失                 |         | 1,020,667 |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 219,367 |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 4,714   | 224,081   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 3,560   |           |
| 特 別 退 職 金               | 11,153  |           |
| 環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額     | 7,352   | 22,065    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 818,651   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,155   | 1,155     |
| 当 期 純 損 失               |         | 819,806   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |        |             |             |          |             |          |             |          |           |
|---------------------------------|---------|--------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-----------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金  |             | 利益剰余金       |          |             |          |             | 自己株式     | 株主資本計     |
|                                 |         | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金       | その他利益剰余金 |             |          | 利益剰余金<br>合計 |          |           |
|                                 |         |        |             | 退職手当<br>積立金 | 別<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |          |             |          |           |
| 平成21年3月31日 残高                   | 500,000 | 26,902 | 26,902      | 125,000     | 6,800    | 2,164,250   | △360,250 | 1,935,800   | △295,270 | 2,167,432 |
| 事業年度中の変動額                       |         |        |             |             |          |             |          |             |          |           |
| 当期純損失                           | -       | -      | -           | -           | -        | -           | △819,806 | △819,806    | -        | △819,806  |
| 自己株式の取得                         | -       | -      | -           | -           | -        | -           | -        | -           | △15      | △15       |
| 別途積立金の取崩                        | -       | -      | -           | -           | -        | △360,250    | 360,250  | -           | -        | -         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | -       | -      | -           | -           | -        | -           | -        | -           | -        | -         |
| 事業年度中の変動額合計                     | -       | -      | -           | -           | -        | △360,250    | △459,556 | △819,806    | △15      | △819,822  |
| 平成22年3月31日 残高                   | 500,000 | 26,902 | 26,902      | 125,000     | 6,800    | 1,804,000   | △819,806 | 1,115,994   | △295,286 | 1,347,610 |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|---------------------------|------------|-----------|
|                                 | その 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成21年3月31日 残高                   | 156,698                   | 156,698    | 2,324,131 |
| 事業年度中の変動額                       |                           |            |           |
| 当期純損失                           | -                         | -          | △819,806  |
| 自己株式の取得                         | -                         | -          | △15       |
| 別途積立金の取崩                        | -                         | -          | -         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 236,176                   | 236,176    | 236,176   |
| 事業年度中の変動額合計                     | 236,176                   | 236,176    | △583,645  |
| 平成22年3月31日 残高                   | 392,875                   | 392,875    | 1,740,485 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |               |                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                           |
| ② その他有価証券     |                                                       |
| ・時価のあるもの      | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの      | 移動平均法による原価法                                           |

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- |                             |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く)      | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりです。<br>建 物 5～65年<br>構築物 7～50年<br>機械及び装置 9～12年<br>車両運搬具 3～7年<br>工具、器具及び備品 1～20年 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く)      | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                                            |
| ③ リース資産                     |                                                                                                                                                                       |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。                                                                                                                                  |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。<br>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。                                      |

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末支給見込額を計上しております。

##### ⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金

##### ③ ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

##### ④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

#### (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理方法

税抜方式により処理しております。

#### (7) 会計方針の変更

「退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）」の適用

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、同会計基準に適用に伴う退職給付債務の変動はないため、これによる当事業年度の損益への影響はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|              |               |             |
|--------------|---------------|-------------|
| ① 担保に供している資産 | 建 物           | 221,329千円   |
|              | 構築物           | 896千円       |
|              | 土 地           | 142,056千円   |
|              | 合 計           | 364,282千円   |
| ② 担保に係る債務    | 短期借入金         | 1,175,919千円 |
|              | 1年内返済予定の長期借入金 | 239,000千円   |
|              | 長期借入金         | 1,039,950千円 |
|              | 合 計           | 2,454,869千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,736,715千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権、債務

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 680,111千円 |
| ② 長期金銭債権 | 518,958千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 40,937千円  |

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 1,261,130千円 |
| ② 仕入高        | 641,198千円   |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 85,362千円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

623千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)

|               |            |
|---------------|------------|
| (繰延税金資産)      |            |
| 賞与引当金         | 40,879     |
| 退職給付引当金       | 668,012    |
| 役員退職慰労引当金     | 33,492     |
| 貸倒引当金         | 3,119      |
| たな卸資産評価損      | 80,601     |
| 関係会社株式評価損     | 25,793     |
| 投資有価証券評価損     | 12,202     |
| 未払費用          | 96,120     |
| 繰越欠損金         | 890,694    |
| その他           | 54,484     |
| 繰延税金資産小計      | 1,905,400  |
| 評価性引当額        | △1,905,400 |
| 繰延税金資産合計      | —          |
| (繰延税金負債)      |            |
| その他有価証券評価差額金  | △269,534   |
| 繰延税金負債合計      | △269,534   |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △269,534   |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|           | 取得価額相当額  | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|----------|------------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 34,356千円 | 32,004千円   | 2,352千円 |
| 合計        | 34,356千円 | 32,004千円   | 2,352千円 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低い  
ため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|                |         |
|----------------|---------|
| 未経過リース料期末残高相当額 |         |
| 1年内            | 2,352千円 |
| 1年超            | —千円     |
| 合計             | 2,352千円 |

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 6,132千円 |
| 減価償却費相当額 | 6,132千円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
 子会社及び関連会社等

| 種類           | 会社等の名称                          | 所在地     | 資本金又は出資金    | 事業の内容  | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係    | 取引の内容         | 取引金額(千円) | 科目        | 期末残高(千円) |
|--------------|---------------------------------|---------|-------------|--------|-------------------|--------------|---------------|----------|-----------|----------|
| 子会社          | NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC | 米国アラバマ州 | 6,230千米ドル   | 汎用機器事業 | 所有間接70%           | 当社汎用機器の製造、販売 | 汎用機器の部品売上(注)1 | 543,266  | 売掛金       | 341,539  |
|              |                                 |         |             |        |                   |              | 貸付金の返済(注)3    | 129,716  | 関係会社短期貸付金 | 90,272   |
|              |                                 |         |             |        |                   |              |               |          | 関係会社長期貸付金 | 518,958  |
|              |                                 |         |             |        |                   |              | 利息の受取(注)3     | 28,769   | 未収入金      | 27,557   |
| 技術指導料収入等(注)2 | 34,316                          |         |             |        |                   |              |               |          |           |          |
| 関連会社         | 泰華化油器股份有限公司                     | 台湾高雄縣   | 15,000千台湾ドル | 汎用機器事業 | 所有直接50%           | 当社汎用機器の販売    | 汎用機器の製品売上(注)1 | 414,858  | 売掛金       | 104,093  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 販売価格については市場情勢を勘案して、当社が希望価格を提示し価格交渉のうえ決定しております。

(注) 2 一般の市場価格等を勘案して決定しております。

(注) 3 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。

なお、取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 185円61銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 87円42銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 19 日

株式会社 ニッキ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 畠山伸一 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菊地哲  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 北川卓哉 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッキの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 19 日

株式会社 ニッキ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 畠山伸一 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菊地哲  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 北川卓哉 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッキの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月21日

株式会社ニッキ 監査役会

常勤監査役 吉原 亮 介 ㊟

社外監査役 松村 隆 ㊟

社外監査役 染野 光 宏 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

繰越利益剰余金の欠損を解消することを目的として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
 別途積立金 819,806,651円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
 繰越利益剰余金 819,806,651円

なお、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、配当金につきましては、見送りとさせていただきますと存じます。業績の向上に努め、皆様のご期待に添えるよう努力する所存でございます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 和田 孝<br>(昭和28年8月14日生)  | 平成15年4月 株式会社横浜銀行より出向<br>当社営業部副部長<br>平成16年2月 営業部海外担当部長<br>平成16年3月 株式会社横浜銀行退社<br>当社入社<br>平成16年6月 取締役営業部長<br>平成19年6月 取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC取締役会長<br>瀋陽日新気化器有限公司董事長             | 50,000株    |
| 2     | 岸田 俊一<br>(昭和24年3月15日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成13年6月 設計部長<br>平成15年6月 取締役品質保証部長<br>平成19年6月 取締役設計部長、開発部・実験部管掌<br>平成20年6月 常務取締役設計部長、開発部・統合マネジメントシステム室管掌<br>平成21年6月 取締役設計部長、統合マネジメントシステム室・生産技術部管掌<br>平成22年5月 取締役品質保証部長、統合マネジメントシステム室・生産技術部管掌(現任) | 30,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 白井 守<br>(昭和24年8月13日生)  | 昭和48年4月 当社入社<br>平成12年6月 経営企画室長<br>平成16年6月 取締役設計部長<br>平成20年6月 常務取締役N P S推進室長、購買部・生産管理部・製造部管掌<br>平成21年6月 取締役N P S推進室長、生産管理部・製造部管掌<br>平成22年5月 取締役生産管理部長兼N P S推進室長、製造部管掌(現任)                                                                     | 56,000株    |
| 4     | 原田 真一<br>(昭和25年11月6日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成16年2月 設計部ガス機器担当部長<br>平成18年6月 設計部長<br>平成19年6月 取締役営業部長<br>平成20年6月 取締役営業部長兼経営企画室副室長<br>平成22年5月 取締役設計部長、営業部管掌(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>NIKKI AMERICA, INC. 取締役社長                                                                   | 14,000株    |
| 5     | 田中 宣夫<br>(昭和31年1月23日生) | 平成18年5月 株式会社横浜銀行より出向<br>当社経営企画室副室長<br>平成18年12月 株式会社横浜銀行退社<br>当社入社<br>総務部長兼経営企画室副室長<br>平成19年6月 取締役総務部長兼経営企画室副室長<br>平成20年6月 取締役総務部長兼経営企画室長兼関係会社室長(現任)                                                                                          | 9,000株     |
| 6     | 佐藤 勝行<br>(昭和25年5月23日生) | 昭和45年2月 当社入社<br>平成16年12月 生産管理部長<br>平成18年12月 購買部長<br>平成21年3月 購買部長兼設計部原価管理担当部長<br>平成21年6月 取締役購買部長兼設計部原価管理担当部長(現任)                                                                                                                              | 12,000株    |
| 7     | 佐藤 順哉<br>(昭和28年5月4日生)  | 昭和57年4月 弁護士登録(現任)<br>ファーンレス・佐藤・石澤法律事務所<br>(現 石澤・神・佐藤法律事務所)入所<br>平成元年12月 石澤・神・佐藤法律事務所パートナー(現任)<br>平成2年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現任)<br>平成16年6月 生化学工業株式会社社外監査役(現任)<br>平成19年6月 三井金属鉱業株式会社社外監査役(現任)<br>平成20年4月 駒澤大学法科大学院客員教授(現任)<br>平成21年6月 当社社外取締役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 取締役候補和田孝氏はNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの取締役会長を兼務しており、同社は当社と汎用気化器の製造販売において競業関係にあるほか、部品等の取引関係があります。
2. 取締役候補和田孝氏は瀋陽日新気化器有限公司の董事長を兼務しており、同社は当社と汎用気化器の製造販売において競業関係にあるほか、部品等の取引関係があります。
3. 取締役候補原田真一氏は、NIKKI AMERICA, INC. の取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別の利害関係はありません。
4. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役候補に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 佐藤順哉氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は同氏を東京証券取引所上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 同氏は、生化学工業株式会社及び三井金属鉱業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同両社とは特別の利害関係はありません。
- (3) 社外取締役候補者とした理由  
同氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。また、同氏は、企業法務の分野を専門とする著名な弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (4) 同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
- (5) 当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます佐藤庸一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴             |
|---------|-----------------|
| 佐 藤 庸 一 | 平成20年6月 取締役(現任) |

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「現プラン」といいます。)につき、株主の皆様にご承認いただきました。

現プランの有効期間は、平成22年6月25日開催予定の当社第119期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、更新の是非を含め、その在り方について引続き検討してまいりました。

その結果、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、本株主総会における出席株主の議決権の過半数の賛成による承認を条件に、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)したうえで更新することを決定いたしましたので、本プランにつき、株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛同しております。

本プランの主な変更点は以下のとおりです。

- ①大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について、一部見直すほか必要かつ十分な範囲に限定する旨明記するとともに、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対して情報提供の回答期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、その期限を延長することができるものとしました。
- ②当社取締役会が大規模買付ルールに基づき必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも、情報提供に係る交渉を終了し当社取締役会の評価・検討を開始する場合がありますこととしました。
- ③大規模買付ルールを遵守した場合でも、例外的に対抗措置をとる場合は、例示する類型に該当するだけでなく、その結果として、企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。

- ④その他、①から③までの見直しに関連する引用箇所記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）によるいわゆる株券電子化が実施されたことおよび証券取引法が金融商品取引法に改正されたことなどの関係法令の整備に伴う必要の修正ならびに文言の整理等を行いました。

## 1. 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものであります。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その大規模な買付等の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの等、買収の対象とされた会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

したがって、当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切にご判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者（注）の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外監査役の松村 隆氏および染野光宏氏ならびに社外有識者の須藤 修氏は、本プラン更新後も引き続き独立委員会委員として就任予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照願います。）

独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

#### （1）大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が大規模買付者から意向表明書を受理した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。



## (2) 大規模買付者による必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定している当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記（３）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

### （３）当社取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## ５．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### （１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記４（３）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動について判断を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見、または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、当該新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記5に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則等にしがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることで、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。ただし、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株

予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不測の損害が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

### （3）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に対抗措置を行うことになった際に、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会での承認により同日から発効することとし、有効期限は平成25年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとします。

本プランは、本株主総会により更新が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、東京証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合等には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

## 8. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された、形式的に当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い理由のみをもって買収防衛策の発動が必要であるとの判断を行ってはならない等の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様のご意見を伺う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記5の「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上



### 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他の外部専門家等に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。  
ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

須藤 修 (すどう おさむ)  
昭和52年10月 司法試験合格  
昭和55年4月 弁護士登録  
東京八重洲法律事務所入所  
昭和58年4月 東京八重洲法律事務所・パートナー  
平成5年4月 あさひ法律事務所創設・パートナー  
平成11年6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー(現職)

松村 隆 (まつむら たかし)  
昭和62年10月 新光監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所  
平成6年2月 公認会計士第三次試験合格  
平成11年1月 ㈱さくら総合研究所入社  
平成11年6月 当社社外監査役(現職)  
平成13年12月 会社分割に伴い㈱日本総合研究所に移籍  
平成14年7月 松村公認会計士事務所開設(現職)  
平成16年2月 税理士登録(現職)

染野 光宏 (そめの みつひろ)  
昭和47年9月 デロイト・ハズキズ・アンド・セルズ会計士事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所  
昭和54年2月 千葉第一監査法人入所  
昭和55年3月 公認会計士第三次試験合格  
昭和55年5月 税理士登録(現職)  
昭和55年12月 染野公認会計士事務所開設(現職)  
平成20年6月 当社社外監査役(現職)

上記の各委員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

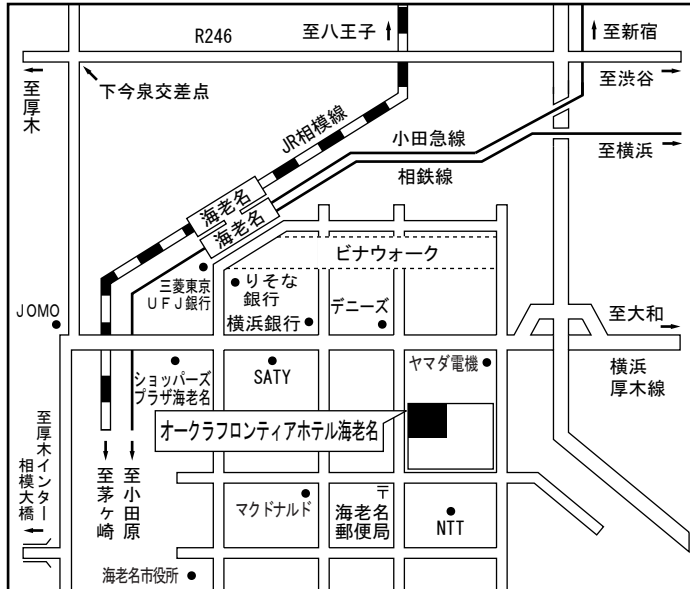
以 上

### 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が25%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



【交通のご案内】 JR、小田急線、相鉄線の海老名駅より徒歩約5分。  
新宿より急行で約50分（小田急線）、横浜より急行で約30分（相鉄線）。  
お車をご利用の場合は、国道246号線下今泉交差点より県道町田・厚木線を経由  
約20分。圏央道（東名高速道路経由）海老名インターチェンジより約10分。

## オークラフロンティアホテル海老名 2階「プリマヴェーラ」

〒243-0432 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号

TEL. 046-235-4411